

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

総務省の人口推計では、平成25年10月1日現在の日本の総人口は、1億2,729万人と3年連続で減少傾向が続いている一方で、高齢化率については25.1%と、初めて国民の4人に1人が65歳以上となり、超高齢社会の更なる進展が顕著となっています。今後も高齢者人口の増加が見込まれる上、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、さらには認知症の高齢者についても一層の増加が見込まれています。

こうした中、国においては、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「医療介護総合確保推進法」という。）」により、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）を目途に「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みの一層の強化を図ることとし、加えて、計画策定指針により、第6期計画以降を「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までの目標設定の義務付けなどを示したところ です。

一方、本市における高齢化率（平成26年10月1日住民基本台帳）は31.9%、75歳以上の後期高齢者の割合も14.3%と全国平均を大きく上回っており、今後も全国推計より早いペースで高齢化が進む中、平成30年頃には高齢者数のピークを迎えるものと推測しています。こうした高齢化の進展にいち早く対応するため、本市では、第5期計画のスタートである平成24年度を“地域包括ケア元年”と捉え、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを開始したところです。

以上の経緯を踏まえ、本計画については、前計画（第5期）で掲げた「10年後（平成32年度）の光市を目標とした目指すべき社会」へ向けて展開したステージを継承するとともに、「医療介護総合確保推進法」や国の計画策定指針を基本としつつ、「光市地域包括ケアシステムの構築に向けた基本的方向性」の取組みを反映させた「地域包括ケア計画」として策定します。

第2節 計画の目的・位置付け

本計画は、高齢者保健福祉の推進と介護保険事業の運営のための法定計画として策定するとともに、前計画（第5期）において示した10年後の本市における本格的な超高齢社会を見据えた長期展望として「地域包括ケアシステム」の構築のための道筋を継承し、その「目指すべき社会」の実現に向けた次のステージである第2段階における行動計画としての性格を有する計画として策定します。

また、「光市総合計画」を上位計画とし、「光市地域福祉計画」等との整合性に留意しつつ策定します。

1 高齢者保健福祉の推進と介護保険事業の運営のための法定計画

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画である「高齢者保健福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、今後3か年の中期財政運営期間における高齢者保健福祉施策や介護保険事業運営の基本となるものです。

2 「目指すべき社会」の実現に向けた行動計画

「地域包括ケアシステム」構築のもと、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心して幸せに生活を送ることができる社会を理想とし、前計画においては、本市の超高齢社会を見据えた10年後の長期展望として、3つの段階（ステージ）を設定し、その第1段階（ステージ1）としての行動計画を示したところです。

本計画では、これを継承するとともに、理想とする社会を「目指すべき社会」と位置付け、その実現に向けた第2段階（ステージ2）における行動計画として、さらなる施策の展開を図ります。

第3節 期間（目標）と構成

1 計画の期間及び各ステージの目標

国の計画策定指針に基づき、団塊の世代が後期高齢者となる 2025（平成 37 年）年を見据えるとともに、前計画（第 5 期）で定めた「10 年後の光市」としての 2020 年度（平成 32 年度）を目標とする展望に沿って、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を基本とする高齢者保健福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画（ステージ 2）を策定します。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	10 年 後 の 光 市	
2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020		
(長期) 展望										
第5期（ステージ1）										
			改定	第6期（ステージ2）						
					改定	第7期（ステージ3）				

なお、各ステージにおいての取組みなどをより明確化するため、既に到来しているステージ 1 の取組みも含め、以下のとおり主な目標を定めます。

ステージ 1

医療介護連携システムの構築に向けた調査・研究、認知症サポート体制や介護予防の充実

ステージ 2

医療介護連携システムの具体的な取組みの展開、高齢者支援システムの構築に向けた取組み及び地域と連動した介護予防・生活支援体制の整備、認知症の早期対応及び認知症高齢者を地域で支える体制整備

ステージ 3

ステージ 1 及びステージ 2 の取組みを踏まえた本市に相応しい地域包括ケアシステムの構築

※介護保険制度をはじめ、高齢者保健福祉に関する国の制度や仕組みが大きく変化中、状況の変化に的確に対応するため、適宜、施策や事業の改変を行うこととし、必要に応じて、計画の早期見直しを含め、柔軟かつ能動的な対応を図ります。

2 計画の構成

本計画は、計画の全体像や「目指すべき社会」の実現に向けた目標等を示した「総論」と、具体的な施策や介護保険財政等を示した「各論」で構成します。

(1) 総論

「地域包括ケアシステム」の構築を主眼とする6か年の展望を示し、来るべき本格的な超高齢社会における高齢者保健福祉のあり方と「目指すべき社会」を構築するための道筋を示します。

(2) 各論

法定計画としての3か年を目途とする中期財政運営期間における実行計画としてだけでなく、介護保険制度を持続可能にするための中長期的なサービス水準等の推計も示すとともに、「目指すべき社会」の実現に向けた第2段階（ステージ2）として具体的施策の展開を図り、段階的な実現を図ります。

3 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活を継続できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、市内を日常生活ごとの圏域に区分けを行ったものです。

本市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件を踏まえ、高齢者が地域におけるサービス利用体系をより理解し易く、連携の取りやすい環境にするため、第5期に引き続き、4つの圏域を日常生活圏域として定めます。

今後も、各圏域の実情に応じて、地域密着型サービスを始めた介護サービス基盤整備を年次的に進めるとともに、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉サービス関係機関からボランティアや地域住民まで、地域における様々な社会資源の連携・協力体制の強化を図ります。

日常生活圏域



圏域ごとの人口

区分	人口	高齢者人口	高齢化率
浅江地区	15,063 人	4,734 人	31.4%
島田・上島田・三井・周防地区	14,056 人	4,199 人	29.9%
光井・室積地区	16,775 人	5,306 人	31.6%
大和地域	7,283 人	2,724 人	37.4%
合計	53,177 人	16,963 人	31.9%

基準日:平成 26 年 10 月 1 日

第4節 計画策定のアプローチ

1 アプローチテーマ

「改善行動」と「進化行動」の調和

2 基本的な考え方

本計画は、介護保険事業を展開するための今後3か年の事業計画としてのみならず、前計画（第5期）において定めた2020年（平成32年）を目標とした9か年の長期展望に基づき、その核となる「地域包括ケアシステム」の構築を図ることを目的とした複層的な計画として策定するものです。

このため、現行計画のチェックや検証による改善、つまりPDCAサイクルに基づく従来型の「改善行動」に加えて、大きく変化した時代の要請に適応し、2020年以降において、「地域包括ケアシステム」が構築された目指すべき社会の実現に向けて、大きく進化し、ステップアップするための「進化行動」という2つの行動を基本に個々の課題の解決と目標の実現に向けて取り組みます。

【改善行動】

介護保険事業の運営や実施中の高齢者保健福祉事業の継続性を担保しつつ、将来に向けて、現状の課題を打破し、より良い施策を立案するための改善・改革を主眼とする行動

【進化行動】

超高齢社会において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮すことができる「目指すべき社会」実現のために求められる進化のための行動

※「行動」とは、目的達成のために投入すべき資源（税の投入や事業者の参入）や、構築すべき仕組みに加え、「目指すべき社会」の担い手としての地域力・市民力に基づく全ての行動を含有するものです。